

平成30年5月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

平成30年5月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年5月9日（水）午後3時開議
- 2 場 所 市川市南八幡仮設庁舎会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第4号 市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関する意見の申出について
 - 5 報告第10号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
 - 6 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
 - 議案第6号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
 - 議案第7号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第8号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
 - 議案第9号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
 - 議案第10号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 議案第11号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
 - 議案第12号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
 - 議案第13号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
 - 議案第14号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 7 報告第11号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
 - 8 その他
 - 9 閉 会

4 本日の会議に付した事件

- 1 議案第4号 市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関する意見の申出について
- 2 報告第10号 教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について
- 3 議案第5号 市川市教育振興審議会への諮問について
- 議案第6号 市川市文化財保護審議会委員の委嘱について
- 議案第7号 市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第8号 市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について
- 議案第9号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
- 議案第10号 市川市教育支援委員会委員の委嘱について
- 議案第11号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
- 議案第12号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について
- 議案第13号 平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
- 議案第14号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 4 報告第11号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
- 5 その他 (1) 平成30年度中学生海外派遣事業について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	大高	究
委員	山元	幸恵

6 出席職員、職・氏名

生涯学習部長	佐野	滋人
生涯学習部次長	松尾	順子
学校教育部長	井上	栄
学校教育部次長	小倉	貴志

教育総務課長	根本	泰雄
教育施設課長	湯本	明男
青少年育成課長	野村	良二
社会教育課長	関上	亨
中央図書館長	富島	淳一
中央図書館副参事	大里	宗行
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	吉野	和雅
学校安全安心対策担当室長	鈴木	孝弘
指導課長	川又	和也
保健体育課長	高井	申明
学校地域連携推進課長	堀江	智
教育センター所長	早川	淳子
スポーツ課主幹	中村	和志

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	山村	雅彦
〃	副主幹	須志原	みゆき
〃	副主幹	西村	直
〃	主 任	鈴木	庸代
〃	主 任	大島	裕美
〃	主 任	加澤	俊

○教育長

ただいまから、平成30年5月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、追加議案を含め議案11件、報告2件、その他1件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、議案第11号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第12号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第13号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、これらの議案につきましては、同条第8項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、非公開の審議については、本日の案件が、すべて終了してから行います。それでは「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田史郎委員、山元幸恵委員を指名いたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

それでは、「議案」に入ります。議案第4号「市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○スポーツ課主幹

はい、スポーツ課でございます。本日課長が所要により不在のため代わりにご説明させていただきます。それでは、議案第4号「市川市スポーツ推進審議会委員の解嘱及び委嘱に関する意見の申出について」をご説明いたします。本審議会の委員につきましては、平成28年11月1日から平成30年10月31日までの2年間に任期として委嘱しております。この度、任期中の委員について、関係行政機関である市川市スポーツ推進委員連絡協議会の会長の改選に伴い、辞任願が提出されたことから、現委員の解嘱及び市長が新たに委員を委嘱することに関しまして、ご意見を伺うものであります。新たに委嘱する委員につきましては、引き続き、本市のスポーツ行政に深く関わる市川市スポーツ推進委員連絡協議会の会長を選任させていただくものです。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第4号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。文化スポーツ部におかれましては、このあと会議があると伺っております。どうぞご退席ください。

【文化スポーツ部職員、退席】

○平田史郎委員

続きまして、説明の都合上「報告」に入ります。報告第10号「教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況の報告について」を説明して下さい。

○教育長

報告第10号について、ご説明いたします。教育委員会から教育長に委任された事務の管理及び執行の状況について、教育委員会への報告を行う必要がありますことから、教育委員会が行う点検・評価に関わる議案第5号の審議に入る前に、報告をさせていただきます。なお、報告は、第2期市川市教育振興基本計画に基づく、平成29年度の教育に関する事務の管理及び執行の状況について、議案第5号の「別冊1 教育委員会点検・評価報告書案」をお示しすることにより、行わせていただきます。また、内容の詳細は、議案第5号のご審議をいただく際に、担当課から改めてご説明申し上げますこととなっておりますので、ご了承ください。それでは、29年度の状況を大まかに申し上げます。まず、別冊1の3ページをご覧ください。「2 重点事業進捗一覧」でございます。29年度は重点事業が19あり、その進捗評価は、Aの顕著な効果が見られたが9事業、Bの効果が見られたが10事業でありました。28年度の重点事業は23事業あり、そのうちAの評価は5事業でございましたことから、29年度は着実な進捗が図られたものと考えております。次に、4ページをご覧ください。「3 評価結果一覧」でございます。第2期計画の施策について、2ページにわたり、29年度の評価をまとめております。施策は41ありまして、評価は、全て○、施策の実現が図られてきているものと考えております。28年度は、「1-4-3 キャリア教育の推進」「2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大」「3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」の3つの施策におきまして、施策の実現が図られてきているとはいえないとの評価でしたが、29年度の取り組みにより、これらの改善が図られてきている状況でございます。私からの報告は、以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないよう
ですので、報告第10号を終了いたします。

○平田史郎委員

続きまして、再び「議案」に入ります。議案第5号「市川市教育振興審議会
への諮問について」を議題といたします。それでは、基本的方向1から説明を
お願いいたします。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第5号「市川市教育振興審議会への諮問につ
いて」ご説明いたします。議事日程の6ページをご覧ください。はじめに、諮
問理由でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項
は、「毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての
点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、
公表しなければならない」と規定しております。そして、点検・評価につき
ましては、同条第2項で「教育委員会は、点検及び評価を行うに当たっては、
教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする」と規定され
ておりますことから、平成29年度の点検・評価について、市川市教育振興審
議会に意見を求めるため、諮問するものでございます。6-1ページをご覧くだ
さい。こちらが諮問書でございます。続きまして、別冊1「教育委員会点検・
評価報告書案」をお願いいたします。こちらは、教育振興審議会への諮問資
料となるものですが、現状では、教育委員会事務局が行った点検・評価であ
ります。本日は、この報告書案を「教育委員会の案」として審議会に諮問す
ることについて、委員の皆様にご審議いただくものでございます。修正すべ
き点等がある場合はそれを反映させたいうで、審議会に諮問させていただきます。
それでは、教育委員会事務局における点検・評価の結果について、ご
説明させていただきます。別冊1の表紙をめくっていただき、1ページ目をお
願いいたします。この点検・評価を行う目的は、効果的な教育行政の推進、
市民への説明責任、そして、本市教育の一層の振興を図ることです。事
務局におきましては、第2期市川市教育振興基本計画に掲げる41の施策を対
象とし、毎年度策定する重点事業の進捗評価と内容、成果指標の状況、前年
度の点検・評価の結果などを総合的に勘案し、現状と課題、対応をそれぞれ
検討したものでございます。本日の説明方法ですが、まず基本的方向1につ
いてご説明し、ご意見を集約した後、基本的方向2、基本的方向3という流れで
進めさせていただきます。また、時間が限られておりますので、基本的方向1
から3の説明において、29年度重点事業につきましては評価がすべてA又はB
でしたので省かせていただき、28年度の評価に比べて改善がみられた施策に
つきまして、ご説明させていただきます。基本的方向3まで終わりましたら、
教育振興審議会に諮問してよろしいかご審議いただきたく存じます。それで

は、「基本的方向1 子どもの姿」についてご説明いたします。別冊1の34、35ページをお願いいたします。「1-4-3 キャリア教育の推進」でございます。右側のページ、「1. 施策の現状・課題」をご覧ください。28年度は、「施策の実現が図られてきているとはいえない」との評価でございました。29年度は、成果指標の数値は伸び悩んでいるものの、職業体験活動を実施した小学校における児童に見られた成果として、「将来のことを考える大切さがわかってきた」と回答した学校が、28年度に比べ29年度は増加したこと、また、中高連携推進研究指定校と高校との連携による体験活動の充実が図られてきておりますことから、「施策の実現がおおむね図られてきている」としたものでございます。そして「2. 対応」は、「各学校での様々な取り組みを子どもの夢や希望につなげ、勤労観・職業観等への意識の向上につながるよう指導助言をしていく必要がある。」といたしました。「基本的方向1」についての説明は以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、詳細についてはあとでお目通しいただいてということで、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてお願いいたします。

○教育総務課長

続きまして、「基本的方向2 家庭・学校・地域の姿」についてご説明いたします。56ページ、57ページをご覧ください。「2-2-4 教職員が子どもと向き合う時間の拡大」でございます。「スクール・サポート・スタッフ事業」と「多忙化解消推進事業」を重点事業に掲げ、施策の実現に取り組んでまいりました。成果指標の数値は若干増加しております。また、29年度から、「ノー残業デー・ノー部活タイム」を完全実施し、学校で積極的に実践されていることや、教育委員会への提出文書の見直しを図ったり、様々な取り組みの検討を行ったりするなど、着実に取り組みが進められているものと考えております。これらの状況を踏まえまして、右側のグラフの下、「1. 施策の現状・課題」として、「施策の実現がおおむね図られてきている。引き続き、教職員が本来担うべき業務に専念できるよう支援する必要がある。」、そして、「2. 対応」は、「今後も「ノー残業デー・ノー部活タイム」の完全実施をはじめ、さまざまな取り組みにより、業務改善や教職員の多忙化解消に努める。」といたしました。「基本的方向2」についての説明は以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。よろしいでしょうか。特に質疑がないようですので、「基本的方向3 市川の教育の姿」についてお願いいたします。

○教育総務課長

続きまして、「基本的方向3 市川の教育の姿」についてご説明いたします。

76ページ、77ページをご覧ください。「3-2-2 子どもや保護者を支援する体制の充実」でございます。重点事業の、「教育相談事業 ライフカウンセラー設置事業」の進捗はAでございます。成果指標を見てみますと、不登校児童生徒の出現率は上昇したものの、「学校は相談しやすい」と回答する保護者の割合は増加しております。グラフの下の、「1. 施策の現状・課題」にございますように、子どもの抱える困難の複雑化・多様化により、不登校児童・生徒が増加しておりますが、日本語指導の充実、教育相談の件数増加に伴う相談員の増員、さらには医療的ケアを要する子への支援等の対応は大きく前進いたしましたことから、「施策の実現がおおむね図られてきている」、そして、「2. 対応」は、「不登校児童・生徒が抱えるさまざまな要因、困難を適切に把握し、ケース会議等をもとにきめ細かく対応するよう努める。また、学校が専門スタッフを活用したり、関係機関と連携が図れたりできるよう指導・助言に努める。」としております。「基本的方向3」についての説明は、以上です。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第5号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第6号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○考古博物館長

はい、考古博物館長です。恐れ入りますが訂正がございます。市川市文化財保護審議会委員名簿(案)の上から4人目、澤登寛聡委員の所属・役職名ですが、元法政大学文学部教授となります。差替えをお願いいたします。それでは、議案第6号「市川市文化財保護審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。議事日程7ページおよび8ページをご覧ください。このたび、教育委員会の諮問機関である市川市文化財保護審議会委員の任期が本年6月で満了となります。これに伴い、市川市文化財保護条例第47条の規定に基づき、新たに委員を8ページ名簿案のとおり委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるものです。委員は、文化財に関する学識を有する9名です。委員のうち、前任期からの再任が7人、新任が2人となり、女性委員は、3人で構成比率は、33.3%です。任期は2年間で、今年の6月7日から平成32年6月6日までとなります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛

成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第7号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○義務教育課長

はい、義務教育課長です。議案第7号「市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。資料は、9ページから11ページまでをご覧ください。提案理由でございますが、市川市立小学校、中学校及び義務教育学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、現委員が定期異動のため解嘱となり、新たな委員を委嘱する必要があり、別紙により、提案させて頂くものでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第8号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校教育部次長

はい、学校教育部次長です。就学支援課長が欠席のため、代わりに説明させていただきます。議案第8号「市川市奨学生選考委員会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。議事日程の12ページをご覧ください。学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校の修学が困難な方に対し、教育の機会均等を図ることを目的として奨学資金制度を実施しておりますが、教育委員会の諮問機関として、「市川市奨学生選考委員会」を設置し、奨学生の選考等について、ご審議いただいているところでございます。委員につきましては、市川市奨学資金条例第10条により、8名で構成されており、その任期は第10条第2項で2年と規定されております。そのうち、市立中学校関係者1名、及び民生委員児童委員協議会関係者1名、合計2名より、辞任の申出があったことから、新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。議事日程13ページをご覧ください。それぞれの団体に対しまして、奨学資金制度の趣旨を理解し選考にご協力いただける方の推薦を依頼いたしましたところ、第3号委員の市立中学校関係者につ

きましては、市川市立下貝塚中学校校長佐々木愁子様、第5号委員の民生委員児童委員協議会関係者につきましては、市川市民生委員児童委員協議会理事松永義昭様の推薦をいただいたところでございます。任期につきましては、市川市奨学資金条例第10条第3項の規定により、前任者の残任期間とされていることから、佐々木委員につきましては、平成31年11月30日まで、松永委員につきましては、平成32年2月5日までとなります。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第9号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。議案第9号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明いたします。議事日程の15ページをご覧ください。本案は、4月定例教育委員会において、ご承認をいただきました学校運営協議会委員のうち10校において、新たに委員として任命をすることから、提案をさせていただくものです。主な理由といたしましては、4月の時点では決定されておられませんでした自治会やPTAより選出される委員の予定者が、総会等により、決定されたことによるものとなっております。また、それに合わせ、辞任の申し出のあった委員につきましては、解任の提案をさせていただいております。なお、福栄中学校につきましては、引き続き候補者を選定中ですので、6月の定例教育委員会で提案させていただく予定でありますので、よろしく願いいたします。以上、「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」ご説明をさせていただきました。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第10号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。そ

れでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

はい、教育センター所長です。議案第10号「市川市教育支援委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。資料は36ページから37ページでございます。提案の理由でございますが、委員の任期満了に伴い、市川市教育支援委員会条例第3条および第4条で定めるように、専門医師6名、学識経験者3名、特別支援教育関係者4名の合計13名を新たに委嘱するものでございます。昨年度から引き続き委嘱する方が6名、今年度より新規委嘱する方が7名となっております。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第10号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第14号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題いたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

はい、教育総務課長です。議案第14号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明させていただきます。追加分の議事日程の1ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長または教育委員会の諮問に応じ、調査、審議をさせていただいてるところでございます。今回の解嘱及び委嘱の理由は、本審議会委員のうち、第4号委員の末廣治彦委員から、辞任願いの届け出がありましたことから、これを承認するとともに、後任委員の委嘱を行うものでございます。2ページをご覧ください。後任の委嘱委員は、市川市公立学校長会連絡協議会長から推薦のありました、市川市立曾谷小学校校長野口敏樹氏でございます。なお、本日ご承認をいただければ、末廣委員の解嘱日は本日5月9日、後任委員の任期は、5月10日から、前任者の残任期間である平成31年7月6日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第11号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」説明してください。

○学校地域連携推進課長

はい、学校地域連携推進課長です。報告第11号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議事日程の38ページをご覧ください。4月定例教育委員会において、ご承認をいただきました学校運営協議会委員のうち、東国分中学校において、新たに委員として任命をする必要があったことから、ご報告をさせていただくものです。東国分中学校では、5月2日水曜日に学校運営協議会が開催され、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告をさせていただきます。以上、「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」ご説明をさせていただきました。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、報告第11号を終了いたします。続きまして、「その他」に入ります。「(1)平成30年度中学生海外派遣事業について」を説明してください。

○指導課長

はい、指導課長です。平成30年度中学生海外派遣事業につきまして、ご説明いたします。中学生の国際理解教育の一環として毎年実施しており、今年度もドイツ連邦共和国ローゼンハイム市へ7月21日（土）から8月1日（水）の12日間の日程で実施いたします。ドイツへの派遣は、今回で16回目となり、平成28年度から学習効果を高めるため、ドイツの生徒と共通のテーマを設定し、それぞれの国の違いを学ぶプログラムといたしております。派遣生徒たちはドイツの家庭でのホームステイや現地学校での体験、名所旧跡などの異文化を「見て、触れて、感じる」ことにより、国際感覚の育成につながるものと考えております。現在、第五中学校の小林校長を団長とした引率教員3名と市内公立中学校・義務教育学校の派遣生徒16名について、最終調整中でございます。派遣を終えましたら、改めてご報告させていただきます。以上でございます。

○平田史郎委員

ありがとうございました。続きまして、再び「議案」に入ります。議案第11号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」、議案第12号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」、議案第13号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。

○教育長

これより、議案第11号、議案第12号及び議案第13号の審議に入りますが、市川市教育委員会会議規則第10条の規定により、指定する方以外は、退席をお願いします。各部部长・次長、指導課長、教育総務課長以外の方は退席してください。また、議案第13号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、私と山元委員は、一旦退席いたします。この退席により会議の定足数が不足となりますが、同条第3項ただし書きの規定により、議決をすることができますことを申し添えます。これにて、暫時休憩いたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席、傍聴人無し】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。議案第11号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長です。議案第11号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について」ご説明申し上げます。お手元の別冊議案資料2の1ページから4ページをご覧ください。教科書の採択につきましては、公立学校で使用する教科書にあっては、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会が権限を有することとなっております。市川市は浦安市との2市による共同の採択地区を千葉県教育委員会より設定されており、この2市の教育委員会が同一の教科書を採択するため葛南西部採択地区協議会を開催し協議を行うこととなっております。この協議会の運営に関する規約に関しましては、各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。なお、本年度は平成31年度使用の教科用図書のうち、中学校に新設される、特別の教科道徳の教科書及び特別支援学校用、特別支援学級用教科書（学校教育法附則第9条の規定による一般図書）の採択を行うものでございます。以上でございます。

○平田史郎委員

この規約は、任期や施行日が違っているということだけですね。以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。特に質疑がないようですので、議案第11号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第12号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」

を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長です。議案第12号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算について」ご説明申し上げます。教科書採択にあたりましては、協議会の事務の執行に要する経費が発生いたします。この経費の内容は会議費、委員報償費、研究調査費、研究調査報告書作成費、事務局費でございます。この経費は葛南西部採択地区となる市川市と浦安市が負担することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものでございます。つきましては、先に議決いただきました平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第15条の規定に基づき、採択地区協議会事務経費予算案を別紙のとおり提案させていただきます。以上でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。だいたい同様ということなのですね。特に質疑がないようですので、議案第12号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

○教育長

それでは、次に議案第13号に入りますので、私と山元委員は、一旦退席いたします。これにて暫時休憩いたします。

【暫時休憩 教育長・山元委員退席】

○平田史郎委員

議事を再開いたします。議案第13号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○指導課長

はい、指導課長です。議案第13号「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。採択地区協議会において教科用図書を採択するための協議を行う際に、教育委員会の権限と責任が十分に反映されるように配慮する必要があることから、教育委員会は採択地区協議会の委員を選任することとなっております。このことから本議案を、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第1条第1項第5号に基づき、本日提案するものです。つきましては、先に議決いただきました平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約第5条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきます。なお、No.6は、決定次第、葛南西部採択地区協議会委員としてご報告いたします。以上

でございます。

○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。それでは、田中教育長、山元委員に入室していただきます。

【教育長・山元委員再入室】

○平田史郎委員

ただいま審議が終わり、「平成30年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について」可決いたしました。それでは、指導課からの申し出がございましたので非公開議案を回収いたします。それでは、教育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちください。

【職員再入室】

○平田史郎委員

それでは、再開いたします。教育長お願いいたします。

○教育長

これをもちまして、平成30年5月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時41分閉会)